

トーストマスターズクラブ 会則

第 1 章 目的

(目的)

第1条 トーストマスターズクラブ(以下クラブという)は会員がコミュニケーション能力とリーダーシップ能力を相互に協力的で前向きに学び、自信をつけ、自己の成長につながる学習環境を提供する。

第2条 前条の目的のためにクラブは次を行う。

- 会員個人が効果的にコミュニケーションをとる能力の改善を助ける
- スピーチの披露と準備において能力と経験が得られるよう方法、教材及び機会を会員個人に提供する
- 会員個人の論理的な読解、傾聴を励ます
- 会員個人が成長できるよう努力に対して公正かつ建設的な論評を提供する
- 会員個人の議事進行、会議開催及びグループ討議における知識拡充
- 会員個人に対するリーダーシップ学習の場を提供
- 会員個人が聴衆の前で立派に考えを表現できる機会と励ましの提供

第 2 章 会員

(入会)

第3条 すべての会員は 18 歳以上でなければならない。

第4条 個々の会員が個々の努力でプログラムに参画しようとしている限り、いかなるプログラム又は活動から、前条を除き、年齢、人種、肌の色、信条、性別、国籍又は出生地、性的嗜好、身体的又は精神的障害を理由に会員資格を除外してはならない。

2 前条は附則で企業又は組織の構成員、居住場所、特定の思想を共有する者等の制限を付する場合、会員を限定することができる。

第5条 本クラブは民間団体であり、本クラブの会員資格は招待制とする。入会希望者は、資格のある会員をスポンサーとし、招待することができる。

第6条 入会希望者は別途定める条件¹により、活動を停止中、またはその会員資格を剥奪されていない場合に限り入会に適しているものとする。

第7条 個人会員の申請は、トーストマスターズから提供された様式を用いて行うものとする。

第8条 入会はクラブ会員の賛成票を得て、決定するものとする。本クラブの活性会員の過半数が、本クラブの例会に出席し、投票しなければならない。

¹ Article III, Section 8, of the Bylaws of Toastmasters International

第9条 新規に入会した会員は新会員費と会費を、クラブ経由でトーストマスターズ国際本部(以下国際本部という)に送金するものとする。

(会員の種別)

第10条 クラブが別途定めるところにより、会員の種別は活性会員、非活性会員、名誉会員の3つの分類に分けることができる。

(会員の責任)

第11条 活性会員の資格は、国際本部に登録されている会費支払済会員に与えられる。

2 活性会員の会費は附則で定める。

第12条 活性会員はクラブ例会に出席し、投票権を持ち、クラブ役員に選出される資格を持つ。

第13条 活性会員はクラブの役員として、クラブ会員の定足数に算入されるものとし、以下の項目に参加することができる。

第14条 活性会員は他の参加資格基準を満たしている場合は、スピーチコンテストに参加することができる。

第15条 すべての活性会員は、クラブ活動に参加する権利を有するものとし、クラブ活動における責任を分担しなければならない。これらの責任には、クラブの目的達成のための建設的な貢献が含まれる。

(非活性会員と名誉会員)

第16条 非活性会員は、本クラブの役員会が指定することができる。

第17条 非活性会員はクラブ例会の長期欠席を申告した会員、またはクラブ例会に定期的に出席することなく、個人会員の維持を希望する者を指定する。

第18条 会員が例会を予告せず欠席することが続いた場合、非活性会員に分類することができる。

第19条 非活性会員は、活性会員の名簿に空席がある場合、クラブ役員会の決定により活性会員に復帰させることができる。

第20条 非活性会員には投票権、クラブ役員となる権利及びスピーチコンテストに参加する権利が与えられない。

第21条 非活性会員は定足数に含めない。

第22条 非活性会員は例会のプログラムに参加する権利はないが、クラブ会長又は例会のマネージャ(以下 TD という)から要請がある場合代役を務めることができる。これにはクラブの話し合いに参加し、評価者としての役割を果たすことを含む。

第23条 クラブは、非活性会員を、最低限度のクラブとしての資格を得るために合算することができる。

第24条 非活性会員は、附則で定める会費を支払うものとする。

第25条 名誉会員は、活性会員の投票によって決定する。

2 名誉会員の決定にはクラブの総会において、本クラブの活性会員の少なくとも3分の2の賛成に基づく。

3 名誉会員は、活動や公の立場が、トーストマスターズインターナショナルの目的を達成できる

者とする。

第26条 名誉会員は次の権利を持たない

- 投票権
- クラブ役員の役職に就く権利
- 定足数に算入される権利
- スピーチコンテストに参加する権利
- 例会のプログラムに参加する権利

2 名誉会員は例会のプログラムに参加する権利はないが、クラブ会長又は TD から要請がある場合代役を務めることができる。これにはクラブの話し合いに参加し、評価者としての役割を果たすことを含む。

第27条 名誉個人会員の会費は徴収されず、国際本部にも会費は支払われない。

第28条 名誉会員の任期は、附則で定める。

(懲戒・除名・退会・休止・更新辞退)

第29条 クラブは、次の会員を退会させるための定型手続きを定めることができる。

- クラブ会費の支払いを怠った者
- 一定数の例会を欠席した者
- クラブ又は国際本部の定める基準に満たない者

第30条 クラブは次の場合、会員を懲戒、除名、一時停止、または更新を拒否することができる。

- このクラブの目的をサポートしない者
- 本クラブのプログラムや活動に建設的に貢献しない者
- クラブまたは国際本部が定める行動基準に反する行為をした者

2 行動基準には、倫理的、政治的、その他の行動基準又は国際本部理事会によって規定されたものを含む

第31条 クラブが、トーストマスターズ国際基準に違反している会員を除名しない場合で、国際会長の書面による要請がり、国際本部理事会で改善が認められない場合、国際本部はクラブを解散させることができる。

第3章 会費及び入会費

(会費)

第32条 クラブの活性会員および非活性正会員の会費は、附則に定める。

第33条 会費は、クラブが指定する時期に前納するものとする。

第34条 会費は、クラブの会員資格を維持するため指定された期日までに支払われなければならない。

(入会費)

第35条 会員のクラブ入会費は、附則に記載のとおりとする。

第36条 入会費は、入会申請がクラブ役員により承認されたときに支払うものとする。

2 入会が受理されなかった場合は入会費を返却する。

第37条 新規の会員を受け入れた時点で直ちにクラブ役員は、入会費と会費の支払いをもって、世界本部と各新会員に通知しなければならない。

(復帰会費)

第38条 元会員の復員のための会費は、附則で定める。

(転出)

第39条 他のトーストマスターズクラブへの移籍を希望する会員、クラブ役員に会員資格が取得された日付を示す書類を請求することができる。

第40条 他のクラブから転出しクラブに転入しようとする者で、転入時点での会費納入にかかる期の会費支払い済みであることを示す場合は国際本部への会費を新たに支払うことなく会員になることができる。

2 転入しようとする者は附則で定める転入費用を支払うものとする。

第4章 会議と開催通知

(例会)

第41条 クラブの総会を含む例会は、附則に定めるところにより開催されるものとする。

(臨時総会)

第42条 クラブの臨時総会は、活性会員の過半数の投票、クラブ員会又は会長によって招集することができる。

(クラブ役員会)

第43条 クラブ役員会の会合は、附則に規定されている通りに開催されるものとする。

(通告)

第44条 附則に定めるところにより開催される例会における総会は、通知を要しないものとする。

(招集通知)

第45条 例会の日時または場所の変更、およびすべての臨時会議の通知は、次のとおりでなければならず、4日以上前もって会員の全員に知らされなければならない。

- 郵便
- 電話(ボイスメッセージングシステムを含む)
- ファクシミリ送信
- 電子メール(その他の電子的な送信を含む)

- 個人的な配達
- その他の合理的な手段

第46条 臨時総会の通知は会員資格に関するものを除き、総会の目的を含まなければならないが、総会において示すこともできる。

第47条 クラブが附則で定める例会の時間または場所を恒久的に変更するときは、秘書役は変更を直ちに国際本部に通知しなければならない。

第5章 定足数と投票

(定足数)

第48条 クラブ総会は活性会員の過半数を定足数とする。

第49条 クラブ役員会はクラブ役員の過半数を定足数とする。

(投票)

第50条 活性会員は、議案について1票の投票権を有するものとする。

第51条 クラブに提出されたいかなる議案についても、委任状または不在者投票による投票は認めない。

第52条 特定の事項について、この会則でより多くの投票が必要とされる場合を除き、正式に定足数以上からなる参加で開催された総会で、投票した活性会員の過半数以上が得られた議案は本クラブの意思とする。

第6章 役員

(役員)

第53条 クラブの役員は、クラブ会長、教育担当副会長、会員担当副会長、広報担当副会長、秘書役、会計（または秘書会計）、会場担当役、直前の期のクラブ会長からなる。

第54条 会則に定められた役員のほか、附則で定める役員を置くことができるが、この役員は国際本部の定める教育に認定されない。

(任期)

第55条 役員は1年の任期を務めるものとするが、本クラブが毎週会合を開き、附則で定める場合は、その任期は6か月とすることができる。

第56条 役員は1年の任期は、毎年7月1日午前0時²から翌年の6月30日までとする。

第57条 半期役員の任期は、7月1日の午前0時から12月31日午後11時59分及び翌年1月1日午前0時に開始し、その同年6月30日に終了する。

² 訳注: UTC-06:00

(前年度の会長)

第58条 クラブ前年度の会長を除き、本クラブの役員は、活性会員によって選出されるものとする。何らかの理由でクラブ前年度の会長が空席となった場合は、残りの期間は空席のままとする。

(役員を選定)

第59条 クラブ役員の指名は、クラブ会長によって任命されたクラブ・リーダーシップ委員会が選挙の少なくとも 2 週間前までに行うこととする。

第60条 クラブ・リーダーシップ委員会は、可能な限り 3 名の正会員で構成されるものとする。

第61条 クラブ・リーダーシップ委員会は候補者を個々のメンバーに選挙が行われる例会で報告するものとする。

2 この報告は選挙が行われる総会の直前に開催される会議であって役員に選出されるとき、着任に同意した活性会員の氏名のみを提示するものとする。

第62条 選挙の際には、活性会員であれば誰でも、総会で立候補することができる。

第63条 選挙は無記名投票とする。

第64条 各役員を選出するために必要な投票は、出席しているすべての活性会員の過半数の投票によるものとする。

第65条 クラブ・リーダーシップ委員会の委員長は、クラブが適当と認める人物がいらない限り、直前のクラブ会長とする。

(役員選挙)

第66条 任期が 1 年の役員については、5 月の第 1 回クラブ例会において選挙を行うものとし、その場合、7 月に就任する。

第67条 任期が半年の役員の場合、選挙は、可能な限り毎年 5 月と 11 月の第 1 回クラブ例会で行われ、それぞれ 7 月または翌年 1 月に就任する。

(役員補選)

第68条 本クラブの役員はいずれも辞任することができるが、そのような辞任は会長又は秘書役に対する書面で行われなければならない。

第69条 辞任の条件が後日有効の場合を除き、辞任は前役員への辞任意思送達完了をもって有効とみなし、辞任をクラブとしての受理を有効とみなすものであってはならない。

第70条 クラブ役員はいずれも、理由、時期によらず、定足数の満たされている例会における活性会員の過半数の賛成にて解任することができる。

(役員欠員の補充)

第71条 直前クラブ会長を除く役員欠員は、欠員発表後の特別選挙によって補充されるものとする。

(会長の再任)

第72条 1 年の任期で選出されたクラブ会長は、連続して再選することはできない。クラブ半年の任期で

選出された会長は、半年の任期を連続して1回だけ再選することができる。

第7章 役員の責務

(会長)

第73条 クラブ会長は、クラブの最高執行責任者であり、クラブの使命を果たす責任をもつ。

第74条 クラブ会長は、クラブ総会とクラブ役員会の議長を務め、すべての委員会を統括し、本クラブの運営の全般的な監督を行う。

第75条 クラブ会長は、クラブ・リーダーシップ委員会を除く本クラブのすべての委員会の職権上の委員であり、クラブが属するエリアおよびディストリクト評議会の代表者の一人でなければならない。

第76条 会長は、エリアおよびディストリクト評議会が可決又は否決した、提案及び計画のうち、クラブや個々の会員に影響を与える可能性がある議案についてクラブに報告しなければならない。また、クラブによる事前承認またはその後の本クラブによる批准のいずれかを行わない限り、本クラブを拘束する行動をとってはならない。

(教育担当副会長)

第77条 教育担当副会長は、クラブ2番位の役員で、個々の会員の教育ニーズに見合うよう教育プログラムを計画し、組織し、運営する。

第78条 教育担当副会長は、クラブ教育委員会の委員長を務める。

第79条 教育担当副会長はクラブのエリアおよびディストリクト評議会の代表者の一人でなければならない。クラブによる事前承認またはその後の本クラブによる批准のいずれかを行わない限り、本クラブを拘束する行動をとってはならない。

(会員担当副会長)

第80条 会員担当副会長は、クラブ3番位の役員で、会員の維持とクラブの成長を確実にするためのプログラムを計画し、組織し、運営する。

第81条 会員担当副会長は、クラブ会員委員会の委員長を務める。

第82条 会員担当副会長は、エリア評議会におけるクラブの代表者の一人でなければならない。クラブによる事前承認またはその後の本クラブによる批准のいずれかを行わない限り、本クラブを拘束する行動をとってはならない。

(広報担当副社長)

第83条 広報担当副会長は、クラブ4番位の役員で、クラブの発展のための会員及び公衆に対するトーマスターズの広報活動に責任を負う。

第84条 広報担当副会長がクラブ広報委員会の委員長を務める。

(クラブ秘書)

第85条 クラブ秘書は、クラブの記録と通信に対する責任を負う。

第86条 クラブ秘書はクラブ発足記録、会則、附則およびクラブのその他のすべての記録と文書の写し並びに、クラブとクラブ役員会の会合と活動の正確な記録を保持し、また、会員の状態、住所を含む名簿を管理し、それらを後任者に伝達する。

第87条 クラブ秘書は、会則で要求されている会議の通知を行う。

第88条 クラブ秘書は会員名簿に変更がある場合は直ちに国際本部に通知する。

(クラブ会計)

第89条 クラブ会計は、クラブの財務に関する方針、手続き及び管理の責任を負う。

第90条 クラブ会計は、クラブの承認を得て、すべてのクラブ資金に関してそれを受領し、支出し、クラブにとっての義務となる支払いを期限内にトーストマスターズインターナショナルに対して行い、すべての取引記録を保持する。

第91条 クラブ会計は、四半期ごと及び要求のある都度、財務報告をクラブと役員会に対して行うものとし、会計口座と余剰金を役員任期末に引き継がなければならない。

(会場係)

第92条 会場係は、クラブの物品管理、会場の準備、及びおもてなしについての責任を負う。

第93条 会場係は、親睦委員会の委員長を務める。

(前任会長)

第94条 前任会長は、クラブ会長の要請に応じ、助言と忠告を具申する。

(ディストリクト評議会への出席)

第95条 会長または教育担当副会長がディストリクト評議会に出席できない場合ディストリクト評議会への委任資格をそれぞれが代表となる者1名ずつに付与することができる。

第96条 委任はクラブ活性会員に対して行われなければならない。

第97条 本会則に定めるほか、クラブ役員は国際本部の定める規則及びディストリクト執行規則、国際本部の定めるポリシー・規約、附則で定める事項及びクラブ独自の規則に定める義務と責任を負う。

第8章 委員会

(常任委員会)

第98条 本クラブの常任委員会は、役員会、教育委員会、会員委員会、広報委員会及び親睦委員会とする。

(役員会)

第99条 クラブ役員会は、会則に記載された本クラブの役員で構成されるものとする。

第100条 クラブ役員会は、クラブ会長が委員長を務めるものとする。この委員会は、すべての業務と本ク

クラブの運営事務を担当し、本クラブの繁栄に関するすべての事項を考慮しなければならない。

第101条 すべてのクラブ役員会の決定は、次回のクラブ総会でクラブに採決のために提出されるものとする。クラブが採決で可決しなかったクラブ役員会の決定はすべて無効とする。

(教育委員会)

第102条 クラブ教育委員会は、本クラブの教育プログラム全般を担当する。

第103条 クラブ教育委員会はクラブのすべてのプログラムスケジュールを、可能な限り、少なくとも3週間前までに作成するか、または作成させるものとする。

第104条 クラブ教育委員会はトーストマスターズ国際本部から入手できるプログラムや教材について利用と解釈の補助を行う。

第105条 クラブ教育委員会は他のクラブとのスピーチや教育プログラムについての交流や、トーストマスターズ以外のグループにおけるスピーチの提供について手配を行う。

(会員委員会)

第106条 会員委員会は、個人会員についてのすべての申請を処理し、クラブに報告し、新入会員の入会式を執り行う。

第107条 会員委員会は、会員数と出席者数を維持する責任を負うものとする。本委員会の目標は、クラブの会員数が常に創立時の状態又はそれ以上にあることを確実にすることである。

(広報委員会)

第108条 クラブ広報委員会は、本クラブの活動と教育プログラムに関するニュースリリースの準備と配信を手配するほか、トーストマスターズ国際本部の提供する学習プログラムへの参画機会を地域に対して促進するものとする。

第109条 クラブ広報委員会はクラブウェブサイト、公衆メディア、クラブニュースレターのような内部への広報に対しても責任を負う。

(親睦委員会)

第110条 クラブ親睦委員会は、クラブの行事その他の親睦にかかる行事に対する責任を負う。

第111条 クラブ親睦委員会はすべての会議に関しての親睦委員会として活動する。

(追加業務)

第112条 本会則に記載されている任務のほか、本クラブの各委員会は、トーストマスターズの国際規約に規定されている義務と責任に加え、ディストリクト細則、方針・指針ならびに、マニュアルまたはその他の指針にしたがうほか、附則ならびにクラブ独自の諸規則に従う。

第9章 議事規則

(議会の権限)

第113条 国際本部の定める会則、ポリシー・規約、細則トーストマスターズインターナショナルが採択した方針と議定書、クラブ会則・附則、または非営利法人に適用される法律に抵触しない限り、議事手続きは新版ロバート議事規則に準拠する。

第114条 クラブがロバート議事規則を議事規則として許容しない司法管轄区域で活動する場合、許容されている議事手続きを附則で定める。

(議事補佐)

第115条 総会ではクラブ会長は議事補佐を指名することができる。

第10章 連盟

(国際の連盟)

第116条 国際本部より設立認可を受け、クラブが会員の会費を適切に支払い続ける限り、クラブは国際本部の会員となり、国際本部が規定する会則・ディストリクト規約・クラブ会則のもと、クラブとしての義務と要求事項に従った権利と権限を付与される。

(ディストリクトの連盟)

第117条 クラブは国際理事会が定めるディストリクトの連盟の一員とし、国際本部が定めるディストリクト運営規則に基づきディストリクト評議会に代表者として参画する。

(金融債務)

第118条 クラブは、国際本部の求めに応じて、すべての個人会員に対して、個人会費その他の支払いを行うものとする。

第119条 前条の個人会員についての会費の額は、国際理事会によって設定され国際理事会の金額変更と会員の通知を行うまで維持するものとする。

(独立性)

第120条 クラブは、第116条について、本会則及び国際本部の定める文書に定める条件下で、国際本部や他のすべてのクラブとは別個の独立した団体とする。

第121条 クラブは自身の借入金、債務及びその他の負債について全責任を負い、クラブの債権者は債権者への支払いについてクラブの財産のみがその対象となり国際本部、他のクラブ及び会員個人に対しては支払いの対象としない。

(国際年次大会その他の会議への代表者)

第122条 クラブは、国際本部の定める会則により、国際年次大会、ディストリクト評議会及びエリア評議会に参加する権利を有する。

第123条 クラブはクラブ会長又はクラブ秘書にとって間に合うよう、有効な信任状をもつ代理投票者を

選任するものとする。

第124条 クラブが年次大会に対して代理投票者を選出しない場合、クラブ役員会は国際会則(Article X, Section 2 of the Bylaws of Toastmasters International)により代理投票者を選任し権限を付与するものとする。

第125条 ディストリクト評議会への代理投票者選任については国際会則(Article VII, Section 9, of the Bylaws of Toastmasters International)に従い、承認のために出席するディストリクト評議会直近のクラブ総会で議案提出され、可決により行う。

第126条 代理投票者は国際会則(Article III, Section 8, of the Bylaws of Toastmasters International)で定める国際本部に対する会費支払済の会員でなければならない。

(関連規定との関係)

第127条 国際会則は、クラブ会則の改定ならびに第12章に定めるところにより、このクラブ、他のクラブ等国際本部と連盟関係にあるクラブを統括する。規定されているように改正される可能性のあるクラブ定款は、以下の通りとする。

第128条 クラブは国際会則、本会則、国際指針及びそれらの改定物と相反するいかなる方針も採択せず、抵触する行為をしないものとする。

(スタンダード・クラブ・オプションの附則)

第129条 本クラブは、このクラブを運営するための詳細な選択肢を特定するために、クラブ会則を採択した上で、その後も随時、適切な方法で附則(スタンダード・クラブ・オプション)を完備するものとする。

第130条 附則は正式に招集され、定足数を満たす総会で、活性会員出席者の過半数の賛成を有する投票によって決定又は修正するものとする。

第11章 法的地位及び解散

(他者との関係及び資金使途)

第131条 クラブは、クラブ会員に対する個人的な教育を目的としてのみ結成された法人化されていない団体とする。

第132条 クラブは、メンバーが関与している場合も含め、いかなる企業、機関、特定のグループと法的には提携しない。

第133条 クラブの資金の使途は、教育目的に限定され、社会的、政治的な目的での使用や、個人の利益のために使用することはできない。

(解散)

第134条 本クラブが解散した場合、残金はすべての債務の支払い後、次のいずれかへ寄贈することにより清算する。

- スメドレー記念基金

- 国際本部が管理するその他の基金
- 他のクラブ
- ディストリクト

(カリフォルニア州法及びクラブ所属地域の法令)

第135条 クラブの会則及び附則は、クラブ設立場所によらず国際本部が法人化されている米国カリフォルニア州の法律に準拠し、解釈されるものとする。

2 クラブ運営に対して、クラブ設立場所における法的な会則の変更が必要な地域において、国際本部が指針を発行するとき、この会則はそれに応じて変更されたとみなす。

第 12 章 会則の変更

(変更方法)

第136条 本会則は、年次国際大会又は国際特別総会での投票の過半数をもってのみ改正することができる。

(国際役員会からの提案)

第137条 国際理事会が本会則の改定案を会員に提示する場合は国際総会の 60 日前までであることとする。

(クラブからの提案)

第138条 会則の修正案は、クラブから国際年次大会に提出することができることとし、その手続きは次による。

- 修正案は書面で遅くとも国際年次大会開催前の 12 月 31 日までに国際理事会に提出し、受理されなければならない。
- 提案をするクラブ又は複数のクラブにあってはすべてのクラブは、クラブの定足数を満たしている総会において、改定案を活性会員の 3 分の 2 の得票により可決するものとする。
- 可決結果は改定提案、賛成した活性会員の署名を含む証恣として作成するものとする。
- 提案をするクラブは前証恣を国際理事会に対して 12 月 31 日までに提出するものとする。
- 提案された改定案は、改定案とともに前証恣が存在し、国際理事会に 12 月 31 日までに受理されたもので次(a)から(c)のいずれかに該当する場合に限り、国際本部の投票前に会員に提示されるものとする。

(a) 改定案の提示が国際理事会において可決されていること

(b) 改定の提案が他のクラブや委任も含め投票権のあるすべての国際会員の 1%以上によりなされていること

(c) 次の(1)から(3)をすべて満たすとき

(1) 提案者全員が投票にかかる実際の費用を支払うとき

(2) 投票を行う総会で当該提案者の提案する会則修正のほかに修正が無い場合

- (3) 実質的に同一趣旨の改定提案が投票しようとする総会から 5 年以内に投票され、30%以上の得票を得ていること

第139条 次の各号に該当する無意味な提案は議決に際して示されることはできない。

- 同じ総会において示される改定案と実質的に重複した又は包含するもの
- 法令に反するもの
- 個人的な主張を助長するもの
- 単なる不満又は興味
- 達成するために国際本部が持つ力量を超えて必要とするもの
- 米国カリフォルニア州の州法上不適当なもの

(特記事項)

第140条 投票を行うために、国際会長は、会議の少なくとも 60 日前までに、国際会長から各議決権を有する会員に、それに関する国際理事会の勧告を添えて通告しなければならない。

第141条 この勧告は、修正案に対する投票が行われる前に、投票権を有する会員にも提示されなければならない。

第142条 修正案に対する修正は、会議の 60 日前以降を除き、会議中に行うことはできない。

(相反する提案)

第143条 同一の総会に 2 件以上のクラブ会則修正案が提出された場合で、理事会が互いに矛盾していると判断した場合、過半数の得票を獲得した修正案で得票数が最大の改定案が唯一採択されるものとする。

附則 スタンダード・クラブ・オプション

2023年7月23日改定 Rev.5

第0条 本クラブは、会則を採択した後、必要に応じて、この「スタンダード・クラブ・オプション」を完成させ、クラブの運営を管理するための詳細な選択肢を明記しなければならない。

2 いかなる変更も、正当に招集され、通知されたクラブ例会に出席し、定足数が出席している活性会員の少なくとも過半数の投票によって承認されなければならない。

(名称)

第1条 クラブの名前は印西トーストマスターズクラブ(Inzai Toastmasters Club)とする。

(構成員)

第2条 本クラブの会員は特別な要件を求めないこととする。

2 名誉会員を設定し、その任期は7年とする。

(会費)

第3条 活性会員の会費は半年につき 12000 円とし、これには国際本部に対する支払いを含み、活性会員の会費は毎年 3月31日及び9月30日までに支払わなければならない。

2 非活性会員の会費は半年につき 12000 円とし、これには国際本部に対する支払いを含み、非活性会員の会費は毎年 3月31日及び9月30日までに支払わなければならない。

3 新入会員に対する入会金は 3500 円とし、これには国際本部に対する入支払いを含む。

4 復帰費用及び移籍費用(受け入れ)は徴収しない。

(例会)

第4条 活性会員による、例会及び総会は毎月第2、第4及び第5土曜日の午前9時30分開催とする。

2 対面例会は印西市中央駅前地域交流館で開催する。

(役員会)

第5条 役員会は最低 4半期ごとに開催する。

第6条 追加の役員は設けない。

第7条 役員の任期は7月1日を始期とする、翌年6月30日までの1年とする。

第8条 議事進行プロセスは新版ロバーツ議事規則とする。

附則 2

2021年1月27日制定

第1条 本会則はトーストマスターズ国際本部の定める CLUB CONSTITUTION FOR CLUBS OF TOASTMASTERS INTERNATIONAL(以下国際規約という)を和訳したものであり、国際規約を優先する。

第2条 国際規約に変更がある場合はその変更を優先する。

第3条 附則は電子的に記録されている事実の転記であり、電子的に記録されている事実を優先する。